

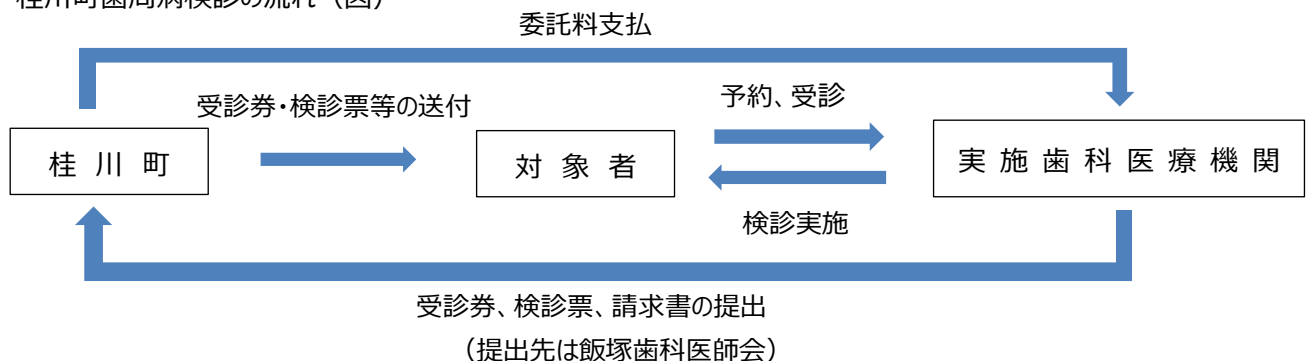
桂川町歯周病検診事業実施要領

1. 対 象 者 桂川町に住民登録のある方で、実施年度（4月2日～翌年4月1日）において20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる方を対象とします。
2. 検 診 期 間 6月1日から翌年3月31日
3. 委 託 料 4,583円（受診者自己負担なし）
4. 実 施 機 関 飯塚歯科医師会登録歯科医療機関
5. 検 診 内 容
 - ①問診
 - ②口腔内検査（現在歯の状況／喪失歯の状況／歯周組織の状況／口腔清掃状態／他所見）
 - ③歯科保健指導（検査結果の説明・指導）

6. 検診要領および委託料の請求方法

- （1）検診希望者から受診の予約が入ったら、持参が必要な書類を伝え、予約を受け付けます。
検診当日に持参が必要な書類：「受診券（別紙①）」、「検診票（別紙②）」、「桂川町歯周病検診結果のお知らせ（別紙③）」、「本人確認書類（マイナンバーカード等）」
- （2）検診当日、「受診券（別紙①）」、「本人確認書類（マイナンバーカード等）」で検診の対象者および本人確認を行います。
- （3）対象者へ検診を実施し、対象者が持参した「検診票（別紙②）」、「桂川町歯周病検診結果のお知らせ（別紙③）」に結果を記入するとともに検診結果の説明、必要な指導を行い、「桂川町歯周病検診結果のお知らせ（別紙③）」を対象者に返却します。
- （4）検診後、「受診券（別紙①）」、「検診票（別紙②）」、「請求書（別紙④）」を検診実施日の翌月10日までに飯塚歯科医師会へご提出ください。請求書はコピーでの使用が可能です。また、請求書様式は飯塚歯科医師会にも置いてあります。
※委託料は、飯塚歯科医師会から上記書類を受領後、桂川町から直接実施歯科医療機関に支払われます。

桂川町歯周病検診の流れ（図）



7. その他

- (1) 検診の結果、治療が必要な場合は治療部分については保険診療となり、一部負担金が生じることを受診者に説明し、了解の上で治療を行ってください。
- (2) 検診結果表の記入にあたっては、記入漏れがないようお願いいたします。記入漏れがあった場合は、問合せをさせていただきますこととなります。
- (3) 3月実施分を4月10日（検診実施日の翌月10日）までに飯塚歯科医師会に提出できない場合は、必ず桂川町へご連絡ください。

問合せ先 桂川町 健康福祉課 健康推進係 ☎ 0948-65-0001